

# 農業委員会からのお知らせ

● 耕作目的で農地を売買・賃借するときや、耕作以外の目的で農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。不明な点などがありましたら、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へご相談ください。

● 国民年金へ上乗せできる  
**農業者年金がおすすめ!**  
 農業者年金は国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。積立方式確定拠出型で、80歳保証付きの終身年金です。

● 農地の賃借料情報  
 下記の表は、昨年11月から今年10月に賃貸された実績により算定したものです。今年の米価を反映したものではありません。

● 耕作放棄地解消へ向けて  
 農地を適切に管理せず放置した場合、県知事の裁定により勧告が行われることがあります。耕作していない農地がある場合は、農地の利活用を図るため農地中間管理機構（農地バンク）へ登録をお願いします。

● 税の優遇  
 保険料全額を所得控除できます。また、支払われる年金は公的年金控除が適用されます。

● 含まれている場合がありますので、賃貸条件については耕作条件や土地改良工事の特別賦課金、工事費借入償還金の負担などを勘案し、当事者間で話し合いのうえ、決定してください。

※令和4年産米仮渡金が1万円100円/60kgとなったことも踏まえ、当事者で賃借料を話し合ってください。



農地バンクについて



## ● 10アールあたりの賃借料

地区名	区分	最低	平均	最高
第1地区 (榊、扇淵、檜山、浅内、鶴形ほか) ※旧能代市米代川南岸区域		5,000円	10,000円	15,000円
第2地区 (東雲、常盤、朴瀬、轟ほか) ※旧能代市米代川北岸区域		5,000円	10,000円	15,000円
第3地区 (旧二ツ井町全域)		10,000円	15,000円	20,000円
畑(全域)		3,000円	5,000円	10,000円